# 吹田市立児童会館条例施行規則の一部改正の骨子案

## １　概要

令和２年（２０２０年）１月に定めた北千里小学校跡地複合施設建設整備基本計画に基づき、北千里小学校跡地（吹田市古江台３丁目８番）に、児童センター、地区公民館、図書館の３施設からなる複合施設を設置します。

複合施設であるという特徴を生かした運営とすることを目的に、吹田市立図書館の借出カードで北千里児童センターも利用することができるようにするため、本規則を一部改正するものです。

## ２　規則の主な改正内容

（１）使用証の交付に代わる手続

北千里児童センターにおいては、児童センターの使用証の交付に代えて、吹田市立図書館の借出カードを北千里児童センターの使用証として登録することとします。また、その登録された吹田市立図書館の借出カードを北千里児童センターの使用証として扱います。

（２）使用証の有効期間

北千里児童センターの使用証の有効期間は、上記（１）で北千里児童センターの使用証として登録した吹田市立図書館の借出カードの有効期限までとします。ただし、当該期間中に小学校を卒業することとなる児童の使用証の有効期間については、従来どおり、当該児童が卒業することとなる日の属する年度の３月３１日までとします。

## ３　施行予定年月日

令和４年（２０２２年）１１月２２日から施行します。